

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和元年(2019年)12月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】民法910条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額に消極財産を控除すべきか否かが争点になった事案。遺産の分割は遺産のうち積極財産のみを対象とし,消極財産である相続債務は共同相続人に当然に承継され遺産分割の対象とならないとした(令和1年8月27日最高裁)

【2】都市ガス事業者Yは,X経営の百貨店においてYが実施した点検の2日後にガス爆発事故が起きたためXがYに45億円の損害賠償を請求した事案。本判決は点検担当者の点検は適切であり,ガス管継手部の瑕疵も認められないとしてXの請求を棄却(平成30年6月7日仙台高裁)

【3】交通事故で後遺障害を負った被害者がその逸失利益につき定期金賠償による支払を求め,加害者側(保険会社含む)が過失相殺を主張したところ,原審は2割の過失相殺と後遺障害逸失利益については定期金賠償を命じ,本判決においてもこれが是認された事例(平成30年6月29日札幌高裁)

【4】糖尿病,高血圧等を患い慢性腎不全等の診断を受けていた者が交通事故に遭い失明,右足膝下切断に至ったが,それと既往症との因果関係が争われた事案。本判決は既往症が失明に寄与した割合を5割,右足膝下切断に寄与した割合を8割とするのが相当とした(平成30年7月17日東京高裁)

【5】Xは検索サイト運営企業Yに 過去の恐喝事件への関与 同和利権問題を起こした団体の理事だったこと 元暴力団構成員であることが表示されるためその削除を求めた事案。当該事実を公表されない法的権利と検索結果を提供する諸事情を比較考量しXの請求を棄却(令和1年5月24日大阪高裁)

【6】亡Aの相続人は,Y1の施設で実施された健診時に胃癌の精密検査を実施又は勧奨しなかった過失,胃の切除手術を行った医師Y2の過失を主張し,Y1及びY2に対して損害賠償を請求した事案で,Y1の一部説明不足のみ認め慰謝料等が認められた事案(平成30年4月26日東京地裁)

【7】Y1運営の幼稚園の園児らが川遊び中増水で流され,一人が死亡した。園児ないしその親はY1に使用者責任に基づき,園長,教諭及び理事長には安全配慮義務違反があったとして損害賠償を請求したところY1の使用者責任,園長の安全配慮義務違反が認定された(平成30年12月19日松山地裁西条支部)

【8】X社の再生手続においてY銀行が届出た再生債権の額どおり査定した決定につき,XがYの勧めで行った通貨オプション取引でYの勧誘に不法行為があったとして再生債権額の減額を主張したが,Yの担当者の勧誘に違法性はなかったとして査定額が決定認可された(平成31年1月30日東京地裁)

【9】AはY1の個人運営の診療所で虚偽診断で治療費を詐取されたとして,さらにその後設立された医療法人Y2に対し法人格否認の法理の適用を主張し損害賠償の支払を求めたところ,Y1個人の責任を認定し,Y2は信義則上Y1と別個の法人格とは主張できないとした(平成31年3月1日東京地裁)

【10】東北太平洋沖地震・津波を端緒とした福島第一原子力発電所の事故により営業困難となった信用協同組合が逸失利益の支払を求めた事案。本判決は平成21年度を損害算定の基礎とし算定期間は平成23年度までとした上で逸失利益となる額を算定(平成31年3月6日福島地裁いわき支部)

【11】XはY社主催の旅行に応募したところ,出発前に現地で大地震が発生したものの旅行は催行されたが,結果的に中途帰国を余儀なくされたためXらがYに損害賠償を請求した事案で,Yが情報の適時適切な収集義務を怠ったとして旅行代金の一部支払等を命じた(平成31年3月26日大阪地裁)

(知的財産)

【12】特許無効審判請求をした原告が,審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって,本件発明に含まれる数値範囲の全体にわたり本件発明の課題を解決できると認識できずサポート要件に適合しないとして審決を取消した事例(令和1年11月14日知財高裁)

【13】被告は「ランブシェード」を指定商品としその立体的形状からなる立体商標の商標権者だが、原告は本件商標について無効審判を請求。特許庁は不成立の審決をしたので原告が本件審決の取消しを求める訴訟を提起したが原告の請求が棄却された事例(令和1年11月26日知財高裁)

【14】特許無効審判請求をした原告が審判請求不成立の旨の審決の取消しを求めた事案。いまだに治療法が見つからない疾患に対する医療ニーズにより更なる高い効果を求めて別の活性成分を加えることが動機付けられる等を主張したが原告の請求は棄却された(令和1年11月28日知財高裁)

【15】原告が、「IoT機器3R協会」の文字からなる商標に係る権利を原告の理事である被告に譲渡したことは利益相反取引に該当し、原告の理事会の承認を得ていないから無効と主張して被告に移転登録の抹消登録手続を求めたところ、原告の請求が認容された事例(令和1年11月26日東京地裁)

(刑事法)

【16】覚醒剤中毒後遺症の状態にあった被告人は無差別に被害者2名を刺殺、一審で死刑を言い渡された。被告が控訴したところ原判決は一審判決を破棄し無期懲役を言い渡した。検察官は量刑不当として上告したが本判決は死刑の適用は慎重にすべきとして上告を棄却(令和1年12月2日最高裁)

【17】被告人の記名のみがあり署名押印がいずれもない控訴申立書による控訴申立ては、同申立書を封入した封筒に被告人の署名があったとしても、無効と解すべきであり、これと同旨の原判断は正当であるから上告は棄却するとした事例(令和1年12月10日最高裁)

(公法)

【18】法律上の性別の取扱いの変更要件の定めは内容が合理性を有する限り立法府の裁量に属するとして、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」(を要件とした性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律4号の規定は憲法13条、14条1項に違反しないと最高裁が判示(平成31年1月23日最高裁)

【19】コンビニで栄養ドリンク等を窃取し懲戒免職となった自衛官Xが、若年性認知症等の精神疾患の影響によるもので懲戒事由に該当せず、必要な審理手続も行われず違法として処分の取消を求めた事案。本判決は懲戒事由には該当するが、本件処分は重きに失し裁量権を逸脱又は濫用し、手続的にも違法として処分を取消した(平成30年10月25日東京地裁)

【20】裁判官審査法が在外国民に国民審査権の行使を認めていない点につき、最高裁は次回の国民審査において審査権を行使できる地位は新たな立法を必要とし法律上の争訟には当たらないので確認の訴えは却下する一方、在外審査制度を設けてこなかったことに国の憲法違反があり、立法不作為について国家賠償請求を一部認容(令和1年5月28日東京地裁)

(その他)

【21】仕事帰りに交通事故に遭ったXが損害賠償請求を弁護士に委託しその費用を保険会社Yに請求したところ、Yは労働災害による損害は弁護士費用保険金を支払わない旨の免責条項を理由に支払を拒否した事案。「労働災害」に「通勤災害」も含むとしてXの請求を棄却(令和1年5月23日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最三判令和元年8月27日 判例タイムズ1465号49頁

平成30年(受)第1583号 遺産分割後の価額支払請求事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/889/088889_hanrei.pdf

被相続人が死亡し、法定相続人であった配偶者及び長男が遺産分割協議を成立させた後、認知の訴えにより認知された原告が長男に対し民法910条に基づく価額支払請求をした。同条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額について、消極財産を控除すべきか否かが争点になったところ、本判決は、同条は、他の共同相続人と認知された者との利害の調整を図るものであり、支払われるべき価額は当該分割等の対象とされた遺産の価額を基礎として算定するのが当事者間の衡平の観点から相当であるとし、遺産の分割は遺産のうち積極財産のみを対象とするものであって、消極財産である相続債務は認知された者を含む共同相続人に当然に承継され、遺産の分割の対象とならないものであるため、本件でも同条に基づき支払われるべき価額の算定の基礎となる遺産の価額は当該分割の対象とされた積極財産の価額であるとした。

(2) 仙台高判平成30年6月7日 判例時報2421号26頁

平成28年(ネ)第185号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))

Xが経営する百貨店において可燃性ガスの大規模な爆発事故が発生した。事故発生2日前に都市ガス事業者Yは、ガス警報器発報の通報を受け、点検を行っていた。

Xは、Yに対し、ガス漏れの通報に対し、Yが直ちに適切な処置をすべき都市ガス供給契約上の義務を怠った、また、都市ガス漏洩部のガス管継手部が本来有すべき強度を欠く瑕疵があった等と主張し、45億円の損害賠償請求を行った。

本判決は、点検前日の地震の揺れにより、ガス管継手部からガス管が抜け出し、漏洩した都市ガスが原因となって爆発したと認めただけで、都市ガス流入の具体的な経路は不明で、警報機発報後の点検ではガスを検知せず、点検時に検知可能な程度の都市ガスが残っていたとまでは認められないとして、点検担当者のガス漏れ点検が不適切であったとは認められないとして、債務不履行責任を否定し、また、ガス管継手部の瑕疵については、ガス管継手部に施行上の問題はなく、付近の土地の締固めが十分に行われていなかったことから地下空洞が生じており、通常の地震では想定できないほどの強い力が継手部に作用したとして、工作物責任を否定した。

(3) 札幌高判平成30年6月29日 判例時報2420号78頁

平成29年(ネ)第305号 損害賠償請求控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立))

交通事故により自賠法施行令別表第二第3級相当の高次脳機能障害等の後遺障害を負った被害者が、後遺障害逸失利益について定期金賠償の方法による支払いを求めたことに対し、加害者側(保険会社含む)がこれを争うとともに、過失相殺等を主張した事案。

原審(札幌地裁平成29年6月23日判決)は、2割の過失相殺をした上で、後遺障害逸失利益について定期金賠償の方法による支払いを命じた。

双方が控訴して争った控訴審では、裁判所は、2割の過失相殺を認めた原審の判断を是認するとともに、後遺障害逸失利益の定期金賠償についても、(定期金賠償の方法が問題なく認められる)将来介護費用と後遺障害逸失利益は事故発生時にその損害が一定の内容のものとして発生しているという点に加えて、請求権の具体化が将来の時間的経過に依存している関係にあるような損害であるという点においても共通しており(慰謝料とは本質的に異なる)、後遺障害逸失利益についても定期金賠償の対象になり得るものと解され、定期金賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えについて規定する民訴法117条も、その立法趣旨及び立法経過などに照らして、後遺障害逸失利益について定期金賠償が命じられる可能性があることを当然の前提としているものと解すべきであり、後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めることに理論的な問題があるとは言えない、このように解することが最高裁第1小法廷平成8年4月25日判決と整合しないとは言えず、この後に言い渡された最高裁第2小法廷平成8年5月31日判決は被害者が事故に起因する後遺障害のために労働能力の一部を喪失した後に死亡した場合、事故と死亡との間に相当因果関係があつて死亡による損害の賠償をも請求できる場合は死亡後の生活費を控除できる旨を判示しており、これは事故発生時に発生した損害がその後の事情によって変更することに他ならないことを考慮すれば、後遺障害逸失利益が定期金賠償の対象となると理解することも可能であると解されるとし、加害者側が指摘する点は後遺障害逸失利益に限らず将来介護費用などを含む定期金賠償一般について言えることであつて特に後遺障害逸失利益について定期金賠償を認める場合に限って問題となるものではなく、個々の事案において相当性を検討すれば十分である、と判示し、本件において後遺障害逸失利益について定期金賠償を認めることの相当性について検討し、将来の事情変更の可能性が比較的

高く、被害者側が定期金賠償によることを強く求めていること、将来介護費用についても長期にわたる定期金賠償が認められており、加害者側の損害賠償債務の支払管理等において特に過重な負担にはならないと考えられることなどの事情を総合考慮すれば、後遺障害逸失利益について定期金賠償を認める合理性があり、認めることが相当であるとした。

(4)東京高判平成30年7月17日 判例時報2422号54頁

平成30年(ネ)第1374号・第1527号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件 一部変更(確定)

本件は、Y1がY2社保有の普通貨物自動車を運転し、亡Aが降車しようとしていたタクシーに衝突する事故により、亡Aに左目失明及び右足膝下切断の傷害を負わせたとして亡Aの相続人XらがY1に対し、不法行為に基づく損害賠償として、Y2社に対し使用者責任又は自賠法に基づく損害賠償として損害賠償金を求めた事案であり、亡Aが事故前より糖尿病、高血圧等を患い慢性腎不全等の診断を受けていたことから事故と傷害との因果関係、素因減額が争点となった。

原判決は、本件事故と左目失明の因果関係を認め、失明に至る経緯等から既往症が寄与した程度を3割、本件事故が右足膝下切断の主たる要因であったといえないが、失明が運動能力低下に少なからぬ影響を与え、重症化を早めたとして本件事故と右足膝下切断との因果関係を認め、既往症が寄与した程度を7割と判断したところYらが控訴し、Xらが附帯控訴した。

本判決は、原判決同様、本件事故と左目失明、右足膝下診断との間の因果関係を認めたが、素因減額について、既往症が失明に寄与した割合を5割、右足膝下切断に寄与した割合を8割とするのが相当であるとした。

(5)大阪高判令和元年5月24日 判例タイムズ1465号62頁

平成30年(ネ)第1864号 インターネット検索結果削除請求控訴事件(控訴棄却,上告,上告受理申立)

Xは、インターネット検索サイトを運営するYに対し、Xの氏名を検索すると、過去の恐喝事件への関与、同和利権問題を起こした団体の理事であったこと、元暴力団構成員であることが表示されるため、人格権としての名誉権に基づき、同プライバシー権に基づき、の削除等を求めた。本判決は、当該事実を公表されない法的権利と検索結果を提供する諸事情を比較考量し、前者が優越することが明らかな場合は削除を請求できるとし、本件では、企業の副社長が被害者であり公共の利害に関する事実で社会的な関心が高い、同和行政における事業に関する犯罪であり社会的な関心が高く公共の利害に関する事実である、元暴力団構成員であることは反社会的勢力と繋がりをする可能性が高く、自己と関係を持つものが反社会的勢力に属する者かどうか調べる必要が生じ得る等とする一方、Xの氏名を知っている者のみ検索結果に接し得るので具体的な被害は大きくない、Xは比較的規模の大きい企業の経営者で社会的な影響も大きい、Xの社会的地位に鑑み一般人に比して不利益な事実が公表されても受忍すべき程度が高い等とし、公表されない法的利益が検索結果を提供する理由に優越することが明らかな場合に該当しないとし、控訴を棄却した。

(6)東京地判平成30年4月26日 判例時報2422号76頁

平成26年(ワ)第13581号 損害賠償等請求事件 一部認容,一部棄却(控訴)

本件は、亡Aの相続人Xらが、AがY1の開設する本件施設で毎年定期的に健康診断を受けていたところ、3年目の健診後に実施した精密検査で胃がんが発見されたことについて、Y1には1年目2年目の健診時に精密検査を実施又は勧奨しなかった過失等があると主張し、Aがその後Y1の開設する本件病院で胃の切除手術を受け、後に死亡したことについて担当医師Y2には、Aに対し適応のない手術を行った過失及び手術前に説明を尽くさなかった過失があるとして、Y1に対し、債務不履行又は使用者責任に基づく損害賠償として、Y2に対し、不法行為に基づく損害賠償として、逸失利益等8109万円余の支払を求めた事案である。

本判決は、Y1は、当時の医療水準によれば注意義務違反があるとはいえず、Y2に関して、現在の医学的知見では適応を欠くと考えられるが当時では本件手術を実施したことが適応を欠く違法なものであったとはいえないと判示したが、本件手術による根治は不可能であることからすれば、減量手術に該当する本件手術を実施するか、化学療法単独の治療を行うかについて、当該手術のガイドライン上の位置づけ、他に取り得る化学療法単独の治療等を説明しなかった過失があり、Y1に対し債務不履行に基づきAが被った精神的苦痛に対する慰謝料300万円、弁護士費用30万円の支払を命じた。

なお、本件手術実施時からAの死亡時から3年以上経過しており、Y2の不法行為責任は消滅時効が完成しているとしてY2に対する請求は認められなかった。

(7)松山地西条支判平成30年12月19日 判例時報2421号94頁

平成25年(ワ)第117号 不法行為に基づく損害賠償請求等事件(一部認容,一部棄却(認容))

Y1が運営する幼稚園で実施されたお泊り保育において、園長Y2、教諭Y3 Y9が園児らを川で遊ばせていた(以下、本件活動)ところ、増水が生じ、園児らの一部が流され、うちAが死亡した。Xら(園児ないしその親)は、Y1に対しては、私立学

校法29条や使用者責任に基づき、Y2 Y9 及び理事長Y10に対しては、民法709条に基づき安全配慮義務違反があったとして損害賠償を請求した。

本判決は、地理的状況やインターネットなどで知り得た河川の安全に関する情報などに照らせば、本件活動場所付近が晴れていても、上流域の降雨によって増水等の危険性があり、増水等により園児らを安全に退避させることが著しく困難な状況となり、園児らの生命・身体に重大な危険が及び蓋然性が高いことが、Y2ないしY9と同様の立場にある一般人において予見可能であり、園児ら用のライフジャケットを準備し、装着させる義務を結果回避義務として負っていたとし、安全配慮面の責任者Y2の安全配慮義務違反を認め(Y1は使用者責任)、Y3 Y10については安全配慮義務違反を認めなかった。

(8)東京地判平成31年1月30日 金法2126号63頁

平成29年(ワ)第4003号 再生債権査定異議請求事件(査定決定認可)

本件は、株式会社Xを再生債務者とする再生手続において、Y銀行の届け出た再生債権の額1億3159万9737円をその届出のとおり査定した決定について、これを不服とするXが、Yとの間でした通貨オプション取引におけるYの担当者による勧誘行為について不法行為が成立し、Xは、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権4812万8750円を有するとし、上記再生債権についてこれを自働債権として対等額を相殺したものであるから、上記再生債権の額を8347万0987円と査定すべきであるとして、その変更を求める異議の訴えの事案であるところ、主たる争点は、Yの担当者の勧誘行為に関する、(1)適合性原則違反の有無、(2)説明義務違反の有無等である。

本判決は、(1)適合性原則違反の点に関し、顧客の適合性を判断するにあたっては、具体的な商品の特性を踏まえ、それとの相関関係において、顧客の取引経験、取引についての知識、取引意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要があるところ、本件取引の仕組みは、将来の為替変動の予測が当たるか否かのみによって結果の有利不利が左右されるものであって、その基本的な構造ないし原理自体は、少なくとも企業経営者や一定の取引経験や知識を有するものであれば十分に理解することができ、Xは、本件取引に係る各契約を締結する以前に本件取引と同じ基本的な仕組みを有する取引を含む、多数の為替デリバティブ取引を経験していたことなどを考慮すると、Xが本件の各契約締結のリスクを負うことに何らかの問題があるとは認められず、本件取引についての適合性に欠けるところはないものというべきであると判示した。また、(2)説明義務違反の点に関し、Yの担当者は、Xの担当者に対し、必要な説明事項を記載した提案書に記載された事項を説明したものと認めるのが相当であり、その説明を受けたXの担当者は、Yの担当者の説明内容を理解する能力を有していたものと評価され、Yの担当者は、本件取引の勧誘に際し、Xが本件取引に係る各契約を締結するか否かを決定するのに必要な説明を尽くしており、Xにおいても本件取引の実情を理解した上で、本件取引に係る各契約を締結したものと認めるのが相当であると判示した。

(9)東京地判平成31年3月1日 判例タイムズ1465号231頁

平成28年(ワ)第15793号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴)

Aらは、Y1に対し、Y1個人が運営する診療所Z1において、性感染症に罹患しているとの虚偽の診断により治療費を詐取されたとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求し、その後設立された医療法人Y2に対し、法人格否認の法理の適用を主張し同額の損害賠償金の支払を求めた。本判決は、Y1個人の責任を認めた上で、Y1がZ1廃止の翌日に同一の場所、電話番号、ほぼ同一の診療科目を標榜し実質的に同じ名称にてY2の診療所を開設していること、診療行為に従事している医師はY1のみであり、代表者理事長に就任し、他の理事は実質を伴うものではなく理事会も開催されていないこと等から、Y2の法人格の実質性に疑問を呈し、Y1は別件同種訴訟で一部敗訴しており更に同種の訴訟が提起される可能性を認識し、Z1の診療報酬債権等に対し強制執行が行われるのを想定し、これを免れる不当な目的をもってZ1を法人成りさせてY2を設立したとし、Y2の設立経緯や経営実態等につき本人尋問において説明しないばかりか反対尋問において正当な事由がないにも関わらず極めて顕著な供述拒否の態度を貫いたことから、民訴法208条の趣旨も総合考慮して、法人格否認の法理を適用し、Y2は信義則上Y1と別個の法人格であることを主張できないとした。

(10)福島地いわき支判平成31年3月6日 金法2127号70頁

平成25年(ワ)第195号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

Xらは、中小企業等協同組合法に基づき設立された信用協同組合として福島県内に店舗を設置して事業活動を行っている。X1は、福島県いわき市内に本店を置く信用組合であり、同市内に17店舗を、双葉郡榎葉町内に支店1店舗を置いており、X2は、福島県相馬市内や同県双葉郡内に支店7店舗を置いていた。Xらは、原子力事業者であるYに対し、平成23年3月11日の東北太平洋沖地震・津波を端緒として福島第一原子力発電所で発生した事故により、一部の店舗における営業活動が困難となり損害を被ったとして、本件事故による減収期間が5年間であるとの前提のもと、Xら全体において、本件事故がなければ得られたであろう収益から実際の収益を差し引いた額を損害額(逸失利益)と第1次的に主張し、これが認められない場合に、Xら全体の経常利益により算定される損害額を第2次的に主張し、さらにこれが認め

られない場合に、本件区域内に存在した支店が上げていた利益や追加的費用を損害額として主張し、原子力損害の賠償に関する法律3条1項本文に基づき、X1について賠償金6億8029万3900円およびこれに対する遅延損害金の支払を、X2について7億4080万1600円およびこれに対する遅延損害金の支払をそれぞれ求めた事案である。

本判決は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき原子力事業者が賠償すべき原子力損害の範囲については、福島第一原子力発電所で発生した事故と相当因果関係を有する範囲のものであると解すべきであるとした上で、本件事故がXらの損益に悪影響をもたらした事実は認められるが、その期間は平成23年度までであり、平成21年度を損害算定の基礎となるべき年度として、本件事故がなければX1が平成23年度において得られた収益は5203万2000円であり、本件事故がなければX2が平成23年度において得られた収益は6064万8000円であり、これがそれぞれの逸失利益となるとともに、上記各逸失利益の各10%の弁護士費用相当額を加えた額について、それぞれ損害賠償請求が認められると判示した。

(11)大阪地判平成31年3月26日 判例タイムズ1465号211頁

平成28年(ワ)第5240号 損害賠償請求事件(一部認容,確定)

Xらは、Y旅行会社との間でヒマラヤ旅行を内容とする募集型企画旅行契約を締結したが、出発4日前にネパール地方でM7.8の大地震が発生した。Y従業員は現地ガイドに確認する等し旅行は安全に催行可能と判断し出発したが、現地では主要道路に終了時期未定の交通規制がなされており中途帰国を余儀なくされた。XらはYに対し出発前の情報収集・提供が不十分であったため解除の機会を逸したとして、使用者責任又は債務不履行に基づく損害賠償として、出発前に解除していれば返金された筈の代金相当額等の支払を求めた。本判決は、旅行約款に旅行の安全円滑な実施が不可能等の場合には取消料なしで解除できる等とされていること(ただし、本件では取消料なしの解除権を行使できる要件はないと認定)を前提に、旅行会社は専門業者として高い情報収集能力を有し旅行者からもそれを期待されている等とし、Yには旅行契約の付随義務として旅行の安全円滑な実施の可否に関わる情報を適時適切に収集し提供する義務を負うとし、上記交通規制の情報は重要なものであり、現地のHPに掲載されていて収集が可能かつ容易であったことから、上記義務違反があるとし、同情報が提供されていればXらが取消料を支払って解除権を行使した高度の蓋然性があるとし、旅行代金から取消料を控除した残額(約30万円)、慰謝料2万円を認め、本件は不法行為の構成も可能であり弁護士に委任しなければ十分な訴訟活動をすることが困難であるとし、弁護士費用3万円の損害を認めた。

【知的財産】

(12)知財高判令和元年11月14日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10110号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/088/089088_hanrei.pdf

特許無効審判請求をした原告が、審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって、本件発明に含まれる数値範囲の全体にわたり本件発明の課題を解決できると認識できずサポート要件に適合しないとして、審決を取り消した事案。

本件発明1の特許請求の範囲(請求項1)の記載によれば、本件発明1は、「一つ以上の薬剂的に許容な賦形剤と密に混合させた10mg乃至1000mgの量の微粒子セレコキシブ」を含む「固体の経口運搬可能な投与量単位を含む製薬組成物」に関する発明であって、「粒子の最大長において、セレコキシブ粒子のD90が200 μ m未満である粒子サイズの分布を有する」ことを特徴とするものであるから、所定の数値範囲を発明特定事項に含む発明であるといえる。そして、本件明細書の開示事項によれば、本件発明1は、未調合のセレコキシブに対して生物学的利用能が改善された固体の経口運搬可能なセレコキシブ粒子を含む製薬組成物を提供することを課題とするものであると認められる。

本件明細書の発明の詳細な説明には、セレコキシブの生物学的利用能に関する記載があり、これらの記載は、未調合のセレコキシブを粉碎し、「セレコキシブのD90粒子サイズが約200 μ m以下」とした場合には、セレコキシブの生物学的利用能が改善されること、セレコキシブのピンミリングのような衝撃粉碎により、他のタイプの粉碎と比較して、最終組成物に改善されたブレンド均一性がもたらせることを示したものであるといえる。

一方で、本件発明1の特許請求の範囲(請求項1)の記載内容、本件明細書の記載内容及び本件優先日当時の技術常識等に照らすと、難溶性薬物であるセレコキシブについて、「セレコキシブのD90粒子サイズが約200 μ m以下」の構成とすることにより、セレコキシブの生物学的利用能が改善されることを直ちに理解することはできない。

また、本件明細書の記載を全体としてみても、粒子の最大長におけるセレコキシブ粒子の「D90」の値を用いて粒子サイズの分布を規定することの技術的意義や「D90」の値と生物学的利用能との関係について具体的に説明した記載はない。

しかるところ、「D90」は、粒子の累積個数が90%に達したときの粒子径の値をいうものであり、本件発明1の「D90が200 μ m未満である」とは、200 μ m以上の粒子の割合が10%を超えないように限定することを意味するものである

が、難溶性薬物の原薬の粒子径分布は、化合物によって様々な形態を採ること(甲イ72)に照らすと、200 μ m以上の粒子の割合を制限しさえすれば、90%の粒子の粒度分布がどのようなものであっても、生物学的利用能が改善されるとものと理解することはできない。

以上によれば、本件明細書の記載から、「セレコキシブのD90粒子サイズが約200 μ m以下」とした場合には、その数値範囲全体にわたり、セレコキシブの生物学的利用能が改善されると認識することはできない。

(13)知財高判令和元年11月26日 裁判所HP

令和元年(行ケ)第10086号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/067/089067_hanrei.pdf

被告は、「ランプシェード」を指定商品とし、ランプシェードの立体的形状からなる立体商標(本件商標)の商標権者であるところ、原告は、本件商標について無効審判を請求したが、特許庁は、不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求める訴訟を提起した事案。本件審決の理由の要旨は、本件商標は、商標法4条1項7号に該当するものではないから、無効とすることはできないというものである。

原告は、デンマークのデザイナーであるポール・ヘニングセンがデザインしたランプシェード(商品名「PH5」)に係る著作権等の知的財産権はヘニングセンに帰属するから、PH5の立体的形状について、商標登録を取得できるのは、ヘニングセン及びその相続人のみであるところ、被告による本件商標の出願は、いわば他人の商標の盗用であり、国際信義を著しく損なうものであること、PH5の立体的形状は、創作者であるデザイナーのヘニングセン及びその相続人によってすら商標登録されておらず、世界の市場で商標権のないものとして広く流通していることに照らすと、PH5の立体的形状は、国際社会において、商標権を取得できない立体的形状であるといえるのに、このような立体的形状について、日本のみで被告の商標として商標登録が認められることになると、日本国の貿易及び知的財産権に対する信頼を著しく毀損し、国際信義に反する結果となること、以上の によれば、本件商標は、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標であるといえるから、商標法4条1項7号に該当する旨主張する。

しかしながら、商標法上、他人の著作権と抵触する商標について、商標登録を受けることができない旨を定めた規定は存在しない。また、商標法29条は、他人の著作権と登録商標が抵触する場合があることを前提とするものであるから、商標法上、他人の著作物について商標登録出願を行うことを禁止するものではないものと解される。

そうすると、仮にPH5の立体的形状について本件商標の登録出願日前にヘニングセンの著作権が成立していたとしても、商標法上、PH5の立体的形状についてヘニングセン以外の第三者が商標登録出願を行うことが禁止されるものではないから、PH5の立体的形状について商標登録を取得できるのは、ヘニングセン及びその相続人のみであることを前提とする原告の上記 及び の主張は、その前提において、採用することができない。また、仮にPH5の立体的形状が外国で商標登録されていないとしても、外国で商標登録されていない立体的形状について、日本において商標登録出願をし、その商標登録を受けることが直ちに国際信義に反するものとはいえないから、この点においても、原告の上記 の主張は理由がない。

以上のとおり、原告の主張はいずれも理由がないから、本件商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標であるとの原告の主張は採用することができない、として原告の請求は棄却された。

(14)知財高判令和元年11月28日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10115号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/083/089083_hanrei.pdf

特許無効審判請求をした原告が、審判請求は成り立たない旨の審決の取消しを求めた事案であって、いまだに治療法が見つからない疾患に対する医療ニーズにより更なる高い効果を求めて別の活性成分を加えることが動機付けられる等を主張したが、原告の請求を棄却した事案。

本件優先日当時、ベースライン時のホモシステイン値が10 μ M以上であると、MTAの毒性発現が高度に予測されること、ホモシステイン値は、葉酸又は/及びビタミンB12が不足すると上昇すること、葉酸とビタミンB12を併せて投与すると、葉酸単独投与の場合に比して、より確実にホモシステイン値を低下させることができることが、本件優先日当時に知られていたことが認められるものの、以下のa,bからすると、それにより、甲1発明にビタミンB12を投与することを組み合わせることは動機付けられないというべきである。

a)原告が主張するような、「ベースライン時のホモシステイン値を低下させておくと、毒性の発現が抑制され、かつ抗腫瘍活性が維持される。」ということが、本件優先日当時に技術常識として存在していたとまで認めることはできないから、その点から動機付けがあるということとはできない。

b)がん患者における葉酸の機能的状態を正常化するためには、葉酸を外部から補充するだけでは不十分であり、ビタミンB12を補充することまでもが必要であったと本件優先日当時に当業者に認識されていたとは認められない。そうすると、仮に当業者がMTAの毒性リスクを低減させるためにベースライン時のホモシステイン値を10 μ Mより低下させる必要があると考えたとしても、そこからビタミンB12を追加することを動機付けられるとは認められない。

また、原告は、いまだに治療法が見つかっていない疾患に対する医療ニーズ(アンメット・メディカル・ニーズ)により、更なる高い効果を求めて別の活性成分を加えることが動機付けられると主張する。しかし、葉酸代謝拮抗薬の抗腫瘍活性の維持と毒性の低減という目的のためには葉酸の予備的処置だけでは十分ではないということが当業者に認識されていたとは認められないのであり、原告が主張するようなアンメット・メディカル・ニーズが存在するからといって、そこから直ちに上記目的のために甲1発明を更に改良する必要があると当業者が認識するとは認められない。また、仮にアンメット・メディカル・ニーズにより上記目的のために甲1発明を改良することが動機付けられるとしても、そこから更にビタミンB12を併用することが動機付けられるということとはできないのであり、原告の主張はその点からしても採用することができない。

(15)東京地判令和元年11月26日 裁判所HP

平成30年(ワ)第28604号 商標移転登録抹消請求事件 商標権 民事訴訟 (認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/076/089076_hanrei.pdf

原告が、「IoT機器3R協会」の文字からなる商標に係る権利(本件商標権)を原告の理事である被告に譲渡したことは、一般社団法人法84条1項2号所定の利益相反取引に該当し、原告の理事会の承認を得ていないから無効である等と主張して、被告に対し、本件商標権に基づき、移転登録(本件移転登録)の抹消登録手続を求めた事案。原告は、一般社団法人であり、理事会設置法人(一般社団法人法16条)である。被告は、平成30年3月30日まで、原告の代表権のない理事兼事務局長であった者である。

本件商標の登録及び本件移転登録に係る経緯は次のとおりである。被告が代表取締役を務める株式会社オン(以下「オン社」)は、本件商標を出願し、その後、オン社は、原告に対し、本件商標の出願により生じた権利(以下「本件登録前権利」という。)を譲渡し、原告は、本件商標につき商標登録を受けた。そして、本件商標は、原告から被告に譲渡されたことを原因として、被告への移転登録である本件移転登録がされた。この際、譲渡人を原告、譲受人を被告とする譲渡証書が作成され、譲渡人の名下には原告の代表者印が押捺された。被告は、本件譲渡を受けるに当たり、原告に対し、本件商標の対価として何らかの給付をした事実はない。また、原告の理事会が、本件譲渡を承認した事実及び本件譲渡につき決議をした事実はない。一般社団法人法は、理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするときは、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない旨定める(同法84条1項2号,92条)。

本件譲渡は、原告の理事であった被告が、原告から、原告の財産である本件商標権を無償で譲り受けたものであり、理事が自己のために一般社団法人と取引をした場合に当たるから、一般社団法人法84条1項2号所定の利益相反取引に該当する。

これに対し、被告は、被告が代表取締役を務めるオン社の唯一の株主及び代表取締役が被告であることに鑑みれば、本件譲渡は、実質的に本件登録前権利に係る譲渡契約の解除に伴う原状回復義務の履行として、原告からオン社へ本件商標が返還されたと評価されるべきであり、利益相反取引に該当しない旨主張する。

しかしながら、オン社は被告とは独立した法人格を有する株式会社であるところ、原告はオン社に対して本件商標を譲渡したものではないから、そもそも原状回復の問題ではなく、オン社ではない理事である被告への譲渡が原告との間で利益相反行為となることは明らかである。被告の上記主張には理由がない。

以上によれば、本件譲渡は、仮にこれが成立していたとしても、一般社団法人法84条1項2号所定の利益相反取引に該当し、これについて原告の理事会の承認を受けていないから、無効というべきである、として原告の請求は認容された。

【刑事法】

(16)最一判令和元年12月2日 裁判所HP

平成29年(あ)第621号 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法被告事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/071/089071_hanrei.pdf

(事案)

覚せい剤中毒後遺症の状態にあった被告人は、白昼繁華街で、二人の被害者に背後から突進して包丁を突き刺した上、倒れた同人らに馬乗りになって包丁を何回も突き刺し、両名を殺害したという無差別殺人の行為において、殺人等で起訴され、第1審判決は被告人に死刑を言い渡した。これに対し、原判決は、量刑不当として第1審判決を破棄し無期懲役を言い渡した。検察官が、量刑不当を理由として、上告した。

(判旨)

無差別殺人は、生命軽視の度合いが大きい類型の犯罪ではあるが、非難の程度は事案ごとに異なる。

本件の犯行態様は、被害者らに突然襲い掛かり包丁でめった刺しにした点で生命侵害の危険性が高かった上、執拗さ、残虐さが際立っており、生命軽視の度合いは甚だしい。被害者2名の生命が奪われた結果は極めて重大であり、遺

族の処罰感情は峻烈である。

しかし、被告人が覚せい剤中毒後遺症の状態にあったのは、被告人自身による長期間の覚せい剤使用が原因であるものの、それによる幻聴が本件犯行に及ぶ一因となっていたことは考慮すべきであり、更生に向けて行動を起こしながらもそれらがかなわずに自暴自棄に至ったことが本件犯行の原因であることに斟酌の余地はある。本件は場当たり的な犯行であることは否定できず、殺人遂行の意思が極めて強固であったとは認められない。

よって、死刑の適用は慎重にすべきであるという点及び公平性確保の点を踏まえ、原判決は維持される。よって、上告は棄却する。

(17) 最一決令和元年12月10日 裁判所HP

平成30年(あ)第1409号 器物損壊, 道路交通法違反, 窃盗被告事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/092/089092_hanrei.pdf

(判旨)

被告人の記名のみがあり署名押印がいずれもない控訴申立書による控訴申立ては、同申立書を封入した封筒に被告人の署名があったとしても、無効と解すべきであり、これと同旨の原判断は正当であるから、上告は棄却する。

【公法】

(18) 最二決平成31年1月23日 判例時報2421号4頁

平成30年(ク)第269号 性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

生物学的には女性であるXが性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律(以下、特例法)3条1項の規定に基づき、男性への性別の取扱いの変更の審判の申立てをした事案。Xは、同項4号「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」という要件を満たすために行われる生殖腺の除去手術は受けていない。原原審及び原審とも、法律上の性別の取扱いの変更要件をどのように定めるかは内容が合理性を有する限り立法府の裁量に属するものというべきであり、前記4号の規定は憲法13条に違反する不合理な規定であるということとはできず、Xが憲法13条及び14条1項に反し無効であると特別抗告をしたものの、最高裁は憲法13条、14条1項に違反しないとして抗告を棄却した。

(19) 東京地判平成30年10月25日 判例タイムズ1465号177頁

平成28年(行ウ)第276号 海上自衛隊自衛官懲戒免職事件(認容, 確定)

自衛官Xは、コンビニで複数回に渡り7,441円相当の栄養ドリンク等を窃取したとして懲戒免職処分を受けたため、窃盗行為の証拠はない、窃盗行為があったとしても若年性認知症等の精神疾患の影響によるものなので懲戒事由に該当しない、裁量権を逸脱又は濫用しており違法である、必要な審理手続を実施しておらず手続的にも違法であるなどとし、処分の取消しを求めた。本判決は 防犯ビデオの映像から2日間各1本の栄養ドリンクを窃取したことが認められ、自衛隊法に定める懲戒事由「隊員たるにふさわしくない行為のあった場合」に該当し、上記精神疾患に罹患していたが事理弁識能力又は行動制御能力の減退が著しい程度に至っていたとは認められないので懲戒事由該当の判断を左右しないとしたが、窃盗行為の態様が悪質ではなく、被害の程度が軽微であり、被害者との間で示談が成立している、上記精神疾患の影響を受けていた疑いがあること等の事情を考慮すると、自衛隊の処分基準上、停職処分相当であり本件処分は重きに失し裁量権を逸脱又は濫用しており違法であるとし、自衛隊規則では規律違反の事実が明白であり隊員が審理を辞退した場合は事実審理を実施せず懲戒処分を行えるが、Xは違反事実の一部を争っており、経緯に照らせば自由な意思に基づき審理を辞退したとは言えないので手続も違法であるとし、処分を取り消した。

(20) 東京地判令和元年5月28日 判例時報2420号35頁

平成30年(行ウ)第143号(第1事件), 同(ワ)第11936号(第2事件) 在外日本人国民審査権確認等請求, 国家賠償請求事件(一部認容, 一部棄却, 一部却下(控訴))

日本国外に住所を有する日本国民(以下「在外国民」)である第1事件原告らが、主位的に、憲法15条1項, 79条2項及び3項等により最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査権が保証されているにもかかわらず、被告である国がその行使の機会を与えなかったとして、次回の国民審査において審査権を行使することができる地位にあることの確認を求め、予備的に、国が第1事件原告らに対し日本国外に住所を有することをもって次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違法であることの確認を求め、また、第1事件原告ら及び第2事件原告らが、平成29年10月22日執行の国民審査につき現実に審査権を行使するための立法を国会がしなかったことなどの結果審査権を行使することができず、精神的苦痛を受けたとして、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求をした事案。

裁判所は、「次回の国民審査において審査権を行使することができる地位」は現行法令によって導き出すことのできるものではなく、国会において在外国民について審査権の行使を可能とする立法を新たに行わなければ具体

的に認めることのできない法的地位であり、この地位確認の訴えにかかる紛争は法令の適用により終局的に解決できるものではなく、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟には当たらない旨判示し、違法確認の訴えについては、具体的な紛争を離れ、裁判官審査法が在外国民に国民審査権の行使を認めていない点が違法であることについて抽象的に確認を求めるものと解され、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否を対象とするものとはいえないから、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟には当たらない旨判示して、いずれの確認の訴えも不適法却下した。

国賠請求については、憲法15条1項・3項、44条但書、14条1項、79条2項・3項から、憲法は国民に対し国民審査において審査権を行使する機会、すなわち投票する機会を平等に保証しているものと解するのが相当、原則として制限は許されず、制限するためには同制限がやむを得ないと認められる事由がなければならず、この事由がなければ憲法15条1項並びに79条2項及び3項違反で、不作為の場合も同様と判示した上で、国は在外審査制度を設けないことについて技術上の問題がある旨主張するがやむを得ない事由があったとはいえ憲法違反があり、国会において在外審査制度の創設について何らの措置も執らないまま東京地裁平成23年4月26日判決から約6年半、最高裁大法廷平成17年9月14日判決からは約12年もの期間が経過する状況下で国民審査を迎えたことから、原告らが国民審査権を行使することができないことについて正当な理由があるとはうかがえず、立法不作為は国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けると判示し、国家賠償請求を一部認容(一人当たり金5000円)した。

【その他】

(21)大阪地判令和元年5月23日 金法2126号57頁

平成30年(ワ)第7687号 保険金請求事件(請求棄却)

本件は、勤務先から徒歩にて帰宅途中に交通事故にあったXが、加害者に対する損害賠償請求を弁護士に委任し、その際負担した弁護士費用について、保険会社であるYとの間で締結していた自動車保険契約に付されたいわゆる弁護士費用特約に基づいて、Yに対し、着手金、報酬および通信費等の実費の合計相当額の弁護士費用保険金の支払を請求したのに対し、Yが、上記弁護士費用特約には「労働災害により生じた身体の障害」による損害に対しては、弁護士費用保険金を支払わない旨の免責条項が定められており、上記交通事故による損害はこれに該当すると主張して、支払いを拒んでいる事案である。

本判決は、免責条項の「労働災害」という文言の解釈につき、免責条項はいわゆる約款であるから、その解釈は一律の基準に従い、平均的な顧客の合理的な理解可能性を前提とすべきことを示した上で、免責条項の文言上の解釈、労災保険法の文言に照らした解釈、労働安全衛生法の文言に照らした解釈等を踏まえて、「労働災害」に「通勤災害」も含むという解釈は合理的なものであって、顧客に不測の不利益を与えるものではないとして、本件弁護士費用保険金の請求には免責条項の適当があるから、Yは保険金支払義務を負わないと判示した。

【紹介済み判例】

東京高判平成28年8月25日 判例時報2422号115頁

平成27年(う)第2281号 自動車運転過失致死被告事件 破棄自判(上告)

法務速報199号15番にて紹介済み。

最一決平成29年12月25日 判例時報2421号113頁

平成29年(医へ)第20号、同第22号 心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の終了の申立て及び退院の許可の申立て各棄却決定に対する各抗告棄却決定に対する再抗告事件(取消差戻)

法務速報221号19番にて紹介済み。

最二判平成30年12月7日 判例時報2421号17頁

平成29年(受)第1124号 不当利得返還等請求事件(上告棄却)

法務速報212号1番にて紹介済み。

大阪高判平成30年12月20日 判例時報2421号59頁

平成30年(ネ)第1466号、同第1467号 否認権行使等請求控訴、同附帯控訴事件(控訴棄却・附帯控訴棄却(確定))

法務速報218号12番にて紹介済み。

最三判平成31年2月19日 判例時報2420号68頁

平成29年(受)第1456号 損害賠償請求事件(破棄自判)

法務速報214号1番にて紹介済み。

最三判平成31年3月5日 判例時報2421号21頁
平成30年(受)第1197号 養子縁組無効確認請求事件(破棄自判)
法務速報215号1番にて紹介済み。

最三判平成31年3月5日 金法2126号52頁
平成30年(受)第234号 損害賠償等請求事件(破棄自判)
法務速報215号2番にて紹介済み。

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/462/088462_hanrei.pdf

最三判平成31年3月12日 判例タイムズ1465号56頁
平成30年(受)第269号 損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報215号4番にて紹介済み。

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/510/088510_hanrei.pdf

最一判平成31年3月18日 判例時報2422号3頁
平成29年(受)第1492号 損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報215号20番にて紹介済み。

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/527/088527_hanrei.pdf

最一判平成31年3月18日 判例時報2422号31頁
平成29年(受)第1908号 保有個人情報開示請求事件(破棄自判)
法務速報216号1番にて紹介済み。

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/528/088528_hanrei.pdf

2. 令和元年(2019年)12月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 200 6

行政書士法の一部を改正する法律

・本法の目的が国民の権利利益の実現に資することであること,社員が一人の行政書士法人の設立を可能とすること,行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定等を定めた法律。

・衆法 200 7

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

・特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めた法律。

・衆法 200 8

母子保健法の一部を改正する法律

・市町村は産後ケアセンター等において,産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児に対して,心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うこと等を定めた法律。

・衆法 200 9

令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

・令和元年特定災害関連義援金について,差押えを禁止すること等を定めた法律。

・参法 200 16

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律

・鯨類の持続的な利用の確保を図るため,鯨類科学調査の定義を改めるとともに,捕鯨業の適切かつ円滑な実施のための措置等を定めた法律。

・閣法 198 48

地域再生法の一部を改正する法律

・地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加すること等を定めた法律。

・閣法 198 54

医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

・医療上特に必要性が高い医薬品及び医療機器について条件付きで承認申請資料の一部省略を認める仕組みの創設,虚偽・誇大広告による医薬品,医療機器等の販売に係る課徴金制度の創設,医薬品等行政評価・監視委員会の設置,薬剤師による継続的服薬指導の実施の義務化等を定めた法律。

・閣法 200 3

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

・一般の政府職員の給与改定に伴い,裁判官の報酬月額を改定することを定めた法律。

・閣法 200 4

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

・一般の政府職員の給与改定に伴い,検察官の俸給月額を改定することを定めた法律。

・閣法 200 6

肥料取締法の一部を改正する法律

・肥料の公定規格に使用される原料についての規格を追加するとともに,届出により普通肥料と特殊肥料を配合した肥料の生産を可能とするほか,肥料の表示の基準の整備等の措置を講ずることについて定めた法律。

・閣法 200 8

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針の策定,情報処理システムの運用及び管理に関する取組の状況に関する認定制度の創設等を定めた法律。

・閣法 200 9

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

・・・清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法の特例措置,地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都市計画法の特例措置を追加することを法律。

・閣法 200 10

会社法の一部を改正する法律

・・・株主総会資料の電子提供制度の創設,株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備,取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備,監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等について定めた法律。

・閣法 200 11

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・会社法の一部を改正する法律の施行に伴い,商業登記法その他の関係法律の規定の整備等を行うことについて定めた法律。

・閣法 200 13

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

・・・対内直接投資等及び特定取得に係る届出についての特例の創設,対内直接投資等に該当する行為の範囲等についての見直しを定めた法律。

・閣法 200 14

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・教育職員について労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに,文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することを定めた法律。

・閣法 200 15

港湾法の一部を改正する法律

・・・国土交通大臣が指定した港湾の埠頭を構成する行政財産の貸付けに係る制度の創設,国土交通大臣が国際戦略港湾の港湾運営会社に対し必要な情報の提供等を行うこと等を定めた法律。

3.12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

長瀬佑志 長瀬威志 母壁明日香/著 日本能率協会マネジメントセンター 420頁 3,520円
企業法務のための初動対応の実務

山田知司/編著 新日本法規 368頁 4,730円
ケース別 特殊な遺言条項 作成と手続のポイント-補充事項・付言事項,祭祀承継等

司法研修所/編 法曹会 98頁 2,200円
養育費,婚姻費用の算定に関する実証的研究

川口 誠 岡田修一/編著 新日本法規 312頁 3,960円
隣地・隣家紛争 権利主張と対応のポイント

筒井健夫 村松秀樹 脇村真治 松尾博憲/著 きんざい 219頁 3,080円
Q&A 改正債権法と保証実務

村田恒夫 阿野順一 池宗佳名子 市川知明/著 法学書院 229頁 1,980円
相続・遺産分け遺言の法律相談Q&A

出澤総合法律事務所/著 学陽書房 174頁 2,640円
実践!! 秘密保持契約書審査の実務

4.12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

河内隆史/編集代表 野田 博 三浦 治 山下典孝 木下 崇 松嶋隆弘/編 勁草書房 612頁 8,800円
金融商品取引法の理論・実務・判例(勁草法律実務シリーズ)

山口齊昭 峯川浩子 越後純子 石井麦生/編著 青林書院 336頁 4,950円
最新青林法律相談29 医療事故の法律相談

帯刀康一/編著 市橋 卓 大畑敦子 織田英生 木下岳人 五島丈裕 杉村亜紀子/著 民事法研究会 202頁
2,750円
知らないでは済まされない! LGBT実務対応Q&A 職場・企業,社会生活,学校,家庭での解決指針

判例時報編集部/編 判例時報社 968頁 6,600円
許可抗告事件の実情 平成10 29年度

岩崎 晃 石川 剛 原 琢己 板橋喜彦 佐藤健太 折戸誠子 橘真理夫/著 ぎょうせい 296頁 3,630円
弁護士の現場力 刑事弁護編 弁護人就任から終了までのスキルと作法

?中正彦 安藤知史/編著 木内雅也 中村美智子 八木 理/著 弘文堂 251頁 2,970円
実務の技法シリーズ5 破産再生のチェックポイント

金子 玄 神戸靖一郎/著 日本加除出版 317頁 3,740円
Q&A火災・地震保険に関する法律と実務 保険価額・補償範囲・自然災害・特約・免責事由・損害防止義務・告知義務・代位・時効・評価基準

5. 発刊書籍<解説>

「養育費,婚姻費用の算定に関する実証的研究」

平成30年度司法研究において,養育費,婚姻費用の算定表の改訂が検討されていたところ,その報告結果がまとめられた本である。改訂された算定表の理解を深めるために読むべき本である。

「許可抗告事件の実情 平成10-29年度」

判例時報に連載されていた最高裁調査官の許可抗告事件の実情が書籍化された。20年分の事件を網羅的に確認することができる。判例検索もあり有益で便利な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。